

令和2年5月1日

## 新型コロナウイルスの感染拡大に際しての 電話や情報通信機器を用いた服薬指導について

厚生労働省から発令された「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」により、医療機関で電話等を用いた診療を受けた際、薬局において電話や情報通信機器を用いた処方箋調剤、服薬指導が認められました。

- ・服薬指導等で使用する機器について

電話等で行います。

- ・処方箋の受付方法

FAX、スマホよ薬（調剤予約サービス）を用いて処方箋を受け付けます。

原本は医療機関または患者様から、後日頂きます。

- ・薬剤のお渡し方法

レターパックまたは宅配便による配送か、

近隣の方については配達でお届けします。送料はご負担いただきます。

- ・支払い方法

配送の方は、原則、銀行口座への振り込みをお願いします。

配達の方は、原則、配達時に実費徴収となります。

- ・服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器

電話等で行います。

株式会社アオノ